

豚伝染性胃腸炎生ワクチン（子豚用）

平成 29 年 6 月 28 日（告示第 1011 号）一部改正

動生剤基準の豚伝染性胃腸炎生ワクチン（子豚用）の 3.3.4、3.3.6、3.3.7 及び 3.3.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。

ただし、3.3.8 に用いる試験動物は、試験群 2 頭及び対照群 1 頭とし、試験群の注射材料は 60 頭分とする。